

待機児童解消加速化プラン

- 「待機児童解消加速化プラン」については、昨年4月に第3次募集をした結果、平成25・26年度の保育拡大量は約19.1万人となり、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）は、ほぼ達成することが見込まれています。
- 政府においては、残り3か年（平成27～29年度）で確保する約20万人分の保育拡大量のうち、平成27年度は、約8.2万人分の保育の受け皿確保を行うこととし、それに必要な予算を平成26年度補正予算及び平成27年度予算に計上しています。
- 女性の活躍や人口減少社会への対応が重要な政策課題となる中、待機児童の解消は速やかに対応すべき課題です。
- 一方、市町村計画の中には、今後の3年間では待機児童の解消が見込まれない例もみられ、また、本年4月の入所申込みの状況等を踏まえると、当該計画の前倒しや保育の受け皿拡大の更なる上積みが必要となる市町村も多く存在すると考えられます。
- 現在、保育所等整備交付金の各市町村からの協議を受付中です。
(受付期限：平成26年度補正予算分4月28日、平成27年度予算分は5月8日（予定）)
国の補助率の嵩上げを行っているこれらの交付金を活用し、市町村において6月補正の対応を検討するなど、これらの交付金の積極的な活用により、待機児童解消を図っていただきますようお願いします。

保育士確保プランによる保育士確保のための取組

(1) 概要

- 「待機児童解消加速化プラン」により、保育の受け皿拡大を大幅に進めていることから、全国において、保育士確保は非常に厳しい状況となっています。
- 「保育士確保プラン」により保育士確保に向けた施策を充実しているので、積極的なメニューの活用を検討いただきますようお願いします。

(2) 保育士試験の年2回実施

- 今国会に提出した国家戦略特区法改正法案の中には、地域限定保育士に係る試験実施の特例を盛り込んでいます。平成27年度においては、法案成立後、この特例により、4府県（神奈川県、大阪府、沖縄県、千葉県）で地域限定保育士を実施するべく準備中です。
- 地域限定保育士試験は、試験を実施するこれら4府県以外に在住する方も受験することが可能で、ホームページ等での周知に努めていただきますようお願いいたします。
- また、平成28年度からは、通常の保育士試験の年2回実施を予定しています。各都道府県におかれましては、これらを踏まえ、保育士試験の年2回実施を検討いただきますようお願いいたします。

(3) その他の取組

- 保育士確保対策としては、潜在保育士の活用も重要であり、復帰する保育士の柔軟な働き方への具体的対策への検討や、潜在保育士の掘り起こし（具体的には、保育所OG・OBへの声かけ、保育士登録情報を活用した呼びかけ等）と、マッチングの強化（具体的には、保育士・保育所支援センター・ハローワークへの登録の推進等）についても、引き続き積極的に実施いただきますようお願いいたします。
- 「保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について」（平成27年3月19日事務連絡）でお示しした保育士の確保が特に難しい地域の保育所において保育する児童が少數である場合における保育士数の取り扱いについて、積極的に検討いただきますようお願いいたします。

保育士確保プランによる保育士確保のための取組

【平成25年度】 → 【平成29年度】



加速化プランに基づく保育士確保施策(H25~)
4.9万人

幼稚園教諭の特例制度の活用や保育士資格
取得支援、修学資金貸付等により、新たな
保育人材を輩出 2.5万人

処遇改善をはじめ、保育事業者への研修、
保育所の雇用管理改善など、離職防止施策
を推進 1.5万人

保育士・保育所支援センターによる就職支援や、
ハローワークにおけるマッチング強化プロジェクト
の実施など、潜在保育士の掘り起こしを強化
0.9万人

+

保育士確保プランの新たな取組
2.0万人

○保育士試験の年2回実施の推進 0.8万人

- 保育士に対する処遇改善の実施
- 保育士養成施設で実施する学生に対する
保育所への就職促進の支援
- 保育士試験を受験する者に対する受験の
ための学習費用を支援
- 保育士・保育所支援センターにおける
離職保育士に対する再就職支援の強化

1.2万人

保育所における利用者負担の滞納について（周知）

- 保育所における利用者負担の滞納がある場合における保育所の利用契約については、子ども・子育て支援新制度説明会（平成26年9月11日）資料6-5「応諾義務について」でお示しているとおり、利用者負担の強制徴収の仕組みを設けていることからこれによる利用契約の解除をすることはできない取扱いとなっています。
- 一方、保育料を納めている保護者との関係で、正当な事由なく保育料を納めていない保護者がいることは、著しく不公平を生じることから、保育料の納付については、保護者の理解と協力を求めることが重要であり、正当な事由なく保育料を納めない保護者については、滞納処分を含め、厳格な対応をはかることが必要です。

子ども・子育て支援新制度説明会(平成26年9月11日)資料6-5「応諾義務について」(抄)

5. 利用者負担の滞納が見込まれる場合の申し込みの拒否（幼稚園・認定こども園・地域型保育事業）

(参考)利用開始後の未納への対応

- 前頁は申し込み時点で「意図的な未納が相当程度の蓋然性で想定される」場合の取扱いであるが、幼稚園・認定こども園・地域型保育事業において教育・保育の提供が開始されて以降、保護者による利用者負担の悪質な滞納が継続するような場合には、必要な手続が適切に行われることを前提に、施設・事業者において利用契約を解除することも可能である。
- この場合、利用契約の解除に伴うトラブルを未然に防ぐ観点から、契約書類や園則などに契約の解除事由（退園理由）をあらかじめ記載しておくことが適切と考えられる。
- ただし、幼保連携型認定こども園や保育所型認定こども園、地域型保育事業については、施設の請求により市町村が代行徴収できる仕組みが法定されており、市町村が適切に代行徴収を行っている間は、施設の判断で利用契約を解除することは基本的に認められない。
- また、利用契約を解除する場合であっても、特に2号認定・3号認定の子どもに係る場合は、施設・事業者から市町村に事前に通知することとし、市町村において個別軽減（収入の激減等が認められる場合の緊急的な所得階層区分の変更）や一般の保育所への利用のあっせん等の措置を講じることが求められる。さらに、一般の保育所の空きがない場合等、そのような措置を取った上でなお、保育の提供が困難な状況が発生した場合については、児童福祉法第24条第6項に規定する「措置」の対象とすることも想定される。

※ 保育所については、公立・私立を問わず保護者と市町村間の契約となるため、市町村は児童福祉法に基づき保育所における保育の実施義務を負い、また、利用者負担の強制徴収の仕組みを設けていることから利用者負担の滞納による利用契約の解除をすることはできない。